

株式会社チャーターズカンパニー 殿

自衛隊愛知地方協力本部長

(公 印 省 略)

地本長認定協力事業所の認定について (通知)

令和4年11月30日に申請のあった標記について、下記のとおり通知します。

記

- 1 貴事業所を地本長認定協力事業所に認定しました。
- 2 認定の有効期間は、令和5年3月1日から令和8年2月28日までとなります。
令和7年10月1日から同年12月31日までの間に、認定の延長のための確認を行いますので、ご協力をお願い致します。
- 3 前項の確認の結果、認定が延長されなかった場合には、1年の猶予期間が置かれ、その1年後に再度の認定の延長のための確認を行います。その結果、認定が延長されなかったときは、この認定はその効力を失います。

令和5年2月吉日

株式会社チャーターズカンパニー
専務取締役 密山 信二 様

自衛隊愛知地方協力本部
予備自衛官課 山下
TEL052-331-6266

地本長認定協力事業所の認定について

謹啓 時下ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、予備自衛官等制度に対する御理解と御協力に対しまして厚く御礼申し上げます。

さて、地本長認定協力事業所の申請について、地本長認定協力事業所に認定しましたので、別添のとおりお知らせします。

なお、認定時にお渡しさせていただく地本長認定証については、令和5年3月1日以降に直接お渡しさせていただければと思います。

細部日程につきましては、改めてこちらからお電話にて御連絡させていただきます。

引き続き、予備自衛官等制度に対するご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

謹白